

# 公益財団法人交通協力会 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人交通協力会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 本会は、交通事業の円滑なる運営に協力すると共に、交通に関する一般の認識と理解を深め、かつ、交通従事者の教養の向上に努め、もって交通事業の健全なる発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通に関する優秀図書を選定し表彰する事業
- (2) 交通に関する雑誌、図書等を発行頒布する事業
- (3) 交通に関する展覧会、講演会等を開催する事業
- (4) 交通に関する調査研究を促進し、又は交通に関する各種催物等を後援する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** 本会の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本会の基本財産とする。

2 前項のほか、次の各号を基本財産とする。

- (1) 基本財産として指定して寄附された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

**第6条** 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** 本会の事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項により報告され、又は承認を得た書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、定款とともに一般的閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第9条** 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

**第10条** 本会に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次に掲げる者は、評議員

選定委員会の外部委員となることができない。

(1) 本会又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に定める者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人（過去に使用人となつた者を含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営規定は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(任期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

**第13条** 評議員は無報酬とする。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第 16 条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第 17 条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

**第 18 条** 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

**第 19 条** 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第 20 条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び議長が指名した出席評議員 2 名が署名押印するものとする。

## 第 6 章 役員

(役員の設置)

**第 21 条** 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、理事長をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

**第 22 条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

**第 23 条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び理事長は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第 24 条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

**第 25 条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第 26 条** 理事又は監事が、次に掲げる理由があるときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第 27 条** 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会が別に定める役員報酬規定に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

**第 28 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第 29 条** 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務執行の監督
  - (5) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
  - (6) 第 28 条の責任の免除

(種類及び開催)

**第 30 条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

(招集)

**第 31 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第 32 条** 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

**第 33 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

**第 34 条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第 35 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款第3条（目的）、第4条（事業）及び第11条（評議員の選任および解任）についても適用する。

（解散）

**第36条** 本会は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

**第37条** 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を得て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

**第38条** 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

**第39条** 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 旧寄附行為における理事は、移行の登記をした時には任期満了となる。

4 この法人の移行の登記後、最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 竹田正興

菅 建彦

江頭誠

監事野嶋恭

伊藤直彦

5 この法人の移行の登記後、最初の代表理事は竹田正興、業務執行理事は菅建彦とする。

6 この法人の移行の登記後、最初の評議員は、次に掲げる者とする。

清野智

佐々木隆之

垂水尚志

三坂健康

高橋壽夫

別表第1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券等	国債として保有